

# 写

千 特 審 第 1 号

平成19年1月19日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県特別職報酬等審議会

会 長 最 首 良 夫

特別職の退職手当の額の改正について（答申）

平成18年11月22日付け総第523号で諮問のありましたこのことについては、  
下記のとおり答申します。

## 記

知事、副知事及び出納長の退職手当の額について、次のとおり改定することが適当である。

（1）退職手当の額の算定の際に乗ずる割合（支給割合）

知事については100分の60、副知事については100分の45とすること

（2）在職期間の月数

計算方法を見直し、在職の満月数を上回ることがないようにすること

## 1 改定理由

### (1) 改定の適否

本審議会では、知事、副知事及び出納長（以下「知事等」という。）の退職手当として本来どのような水準にあるのが適当であるのかについて慎重に検討した。なお、本県で実施されている知事等の退職手当の減額措置は、知事の政策的な判断により県議会の審議を経た上で期間を限定して行われるものであることから、本来のあるべき水準の検討を使命としている本審議会の審議では考慮しないこととした。

知事等の退職手当の額については、財政規模等の類似する他の都道府県や首都圏の他の都県と比較して適正な水準とすることが、県民の理解と納得を得るために必要と考える。

本県の知事等の退職手当の額の現状は、知事が全国第2位、副知事が全国第1位となっているなど他の都道府県と比較して相対的に高い状況にあり、また、最近、他の都道府県においては退職手当の支給割合の引き下げが行われていることを考慮すると、現時点では退職手当の額の引き下げが必要と認められる。

### (2) 改定の考え方

退職手当の額は、退職時の給料月額に在職期間の月数及び支給割合を乗じて算定しているが、各都道府県とも同様の算定方法となっており、現時点では算定方法の見直しの必要はないと考える。

現行の算定方法を前提として退職手当の額の水準を適正なものとするため、支給割合及び在職期間の月数について他の都道府県の現状や改定動向等を踏まえて検討したところ、支給割合及び在職期間の月数の計算方法を次のとおり改定する必要があると判断した。

#### ア 支給割合

知事の退職手当の支給割合については、本県が首都圏に位置しているという地域性や本県と財政規模等の類似している都道府県との均衡などを考慮し、東京都、神奈川県及び埼玉県の知事の支給割合である100分の60に合わせるよう引き下げるのが適当と考える。

また、副知事の退職手当の支給割合については、現状では本県の副知事の支給割合は知事の支給割合の4分の3となっているが、これは全国的な傾向とも

一致しており、この知事と副知事とのバランスを維持しながら引き下げるのが適当と考える。

なお、出納長の支給割合については、地方自治法の改正により平成19年4月1日出納長の職が廃止されること及び現在在職している出納長の退職手当が特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第27号）附則第9項の規定により30%減額されて支給されることに鑑み、答申は行わないこととした。

#### イ 在職期間の月数

退職手当の算定上、一任期4年の在職期間が49月となる場合があることは、社会通念上も理解し難いものであり、在職期間の月数の計算方法を是正する必要がある。

在職期間の月数については、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、その端数は切り捨てることが適当と考える。

## 2 その他

今回の審議の過程では、知事等の退職手当の性格はどういうものか、現行の算定方法を改めるべきか否か、他の都道府県との比較をする場合に退職手当だけでなく一任期当たりの給与総額での比較をしたらどうか等についても議論をしたところであり、その中で次のような意見が出された。

- (1) 知事等の退職手当の支給割合については、固定化することなく、他の都道府県の状況や今後の社会経済状況等の変動を注視しつつ、適時に見直していくことが適当である。
- (2) 知事等の給料月額については、今後の特別職給与の見直しの際、知事等の一任期当たりの給与総額といった観点からの検討も重要である。
- (3) 退職手当の算出に当たり知事等の業績を反映させることについては、現状では客観的な業績評価が困難であり、他の都道府県でも例がないことから、今後の課題と考える。